記者発表資料

平成２５年６月１０日
東 北 地 方 整 備 局

「鳥海ダム建設事業の検証に係る検討」報告書（素案）に対するご意見をお聴かせください

～関係住民からの意見を聴く場を開催【意見の発表には事前申し込みが必要です】～

東北地方整備局は、鳥海ダム建設事業の検証に係る検討を進め、「鳥海ダム建設事業の検証に係る検討」報告書（素案）を作成いたしました。

このたび、報告書（素案）について関係住民の皆様からの意見を聴く場を開催いたしますのでお知らせします。

[開催日時及び場所]

平成２５年６月２１日（金）　１８：００～１９：３０
（場所：紫水館(鳥海公民館)）

平成２５年６月２２日（土）　１８：００～１９：３０
（場所：由利本荘市ボートプラザアクアパル）

※ 報告書（素案）に対して意見の発表を希望される方は、事前の申し込みが必要です。
※ 詳細は、別添「４．申込方法」をご覧ください。
事前申込み受付期間
・平成２５年６月１０日（月）～６月１９日（水）【１７時必着】

[その他]

- 意見を聴く場は公開で開催します。
- 開催要領は、別添『「鳥海ダム建設事業の検証に係る検討」報告書（素案）に対するご意見をお聴かせください』をご覧ください。
- 別途、「鳥海ダム建設事業の検証に係る検討」報告書（素案）に対する意見聴取を、平成２５年６月７日（金）～平成２５年７月４日（木）まで実施しておりますので、ご意見は、郵送、FAX、電子メール、回収箱への投函のいずれかの方法で、ご提出ください。詳細は、平成２５年６月７日の記者発表資料『「鳥海ダム建設事業の検証に係る検討」報告書（素案）に対する意見聴取の実施について』をご覧ください。

＜発表記者会＞

秋田県政記者会、秋田魁新報社本荘支局、宮城県政記者会、東北電力記者会、東北専門記者会

問い合わせ先
東北地方整備局　河川部 水災害予報センター長　松井　幸一 電話　022-225-2171（内線 3521）

別 添

平成２５年６月１０日

「鳥海ダム建設事業の検証に係る検討」
報告書（素案）に対するご意見をお聴かせください

～関係住民からの意見を聴く場の開催について～

東北地方整備局は、鳥海ダム建設事業の検証に係る検討を進め、「鳥海ダム建設事業の検証に係る検討」報告書（素案）を作成いたしました。

このたび、報告書（素案）について関係住民の皆様からの意見を聴く場を開催いたしますので、関係住民の皆様のご意見をお聴かせください。

※【意見の発表には事前申し込みが必要です】

１．意見聴取対象

「鳥海ダム建設事業の検証に係る検討」報告書（素案）

２．意見聴取対象者

子吉川流域内市町※に在住の方

※由利本荘市、にかほ市、秋田市、横手市、羽後町

３．意見を聴く場の開催日時、開催場所等

- 意見を聴く場は公開で行い、傍聴も可能です。
- 報告書（素案）は、下記「８．閲覧及び資料の入手方法」によりご覧いただくことができます。
- なお、意見の発表を希望する方の人数によっては、開催時間等を含め調整させていただく場合があります。

①鳥海会場（別紙－１）

開催日時：平成２５年６月２１日（金）

１８：００～１９：３０　（受付は１７：３０より）

開催場所：紫水館（鳥海公民館）

〒015-0501　秋田県由利本荘市鳥海町伏見字久保１９３

②本荘会場（別紙－２）

開催日時：平成２５年６月２２日（土）

１８：００～１９：３０　（受付は１７：３０より）

開催場所：由利本荘市ボートプラザアクアパル

〒015-0831　秋田県由利本荘市北裏地 54-1

各会場の場所（地図）については、別紙―１、２をご参照ください。

４．申込方法

・報告書（素案）に対しての意見の発表を希望される方は、次の方法で申込みください。

事前申込み方法

・平成２５年６月１０日（月）～６月１９日（水）【１７時必着】

別紙―３「応募用紙」により、下記のとおり、郵送・ＦＡＸ・電子メールいずれかの方法でご提出ください。

５．提出先

１）東北地方整備局　鳥海ダム調査事務所　調査設計課　宛

（１）郵送の場合　　：〒015-0074　秋田県由利本荘市桜小路 32－1

（２）ＦＡＸの場合　　：0184-23-5451

（３）電子メールの場合：chokai@thr.mlit.go.jp

６．当日の受付

・ 傍聴及び意見発表をされる方は、受付をお願いします。

・ 報告書（素案）に対しての意見の発表を希望される方は、上記「３．意見を聴く場の開催日時、開催場所等」の会場受付で、事前申し込み済みであることを係の者に申し出てください。なお、その際に発表の順番をお伝えしますのでご確認ください。

・ 傍聴は５０名程度とし、会場に入りきれない場合は、先着順とさせていただきます。

７．当日の意見聴取方法

① ご意見をお聴きするのに先立ち、報告書（素案）の概要説明を行います(30 分程度)。

② ①の後、意見を発表される方は、受付でお伝えした順番で発表をお願いします。

③ 意見の発表にあたっては、別紙－４の『「鳥海ダム建設事業の検証に係る検討」報告書（素案）に対するご意見の発表にあたっての留意事項』を確認の上、発表をお願いいたします。

８．閲覧及び資料の入手方法

報告書（素案）を下記の方法で閲覧及び入手していただくことができます。

○インターネットによる閲覧及び資料の入手方法

以下のアドレスにおいて、閲覧及び資料の入手が可能です。

＜東北地方整備局　鳥海ダム調査事務所ホームページ＞

http://www.thr.mlit.go.jp/chokai/kentonoba/kentounoba.html

○閲覧場所での資料の閲覧

閲覧期間：平成２５年６月７日（金）～７月４日（木）まで

・閲覧場所で資料を閲覧される場合は、別紙―５の「報告書（素案）の閲覧場所について」に示す場所及び時間において閲覧できますので、ご活用ください。

・閲覧場所に備え付けの閲覧資料は、貸し出しできませんのでご了承ください。

○意見の提出方法

・別途、「鳥海ダム建設事業の検証に係る検討」報告書（素案）に対する意見聴取を、平成２５年６月７日（金）～平成２５年７月４日（木）まで実施しておりますので、ご意見は、郵送、FAX、電子メール、回収箱への投函のいずれかの方法で、ご提出ください。詳細は、平成２５年６月７日の記者発表資料『「鳥海ダム建設事業の検証に係る検討」報告書（素案）に対する意見聴取の実施について』をご覧ください。

９．参考

平成22年11月より東北地方整備局が設置した「鳥海ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場」の開催状況につきましては、以下のアドレスからご参照ください。

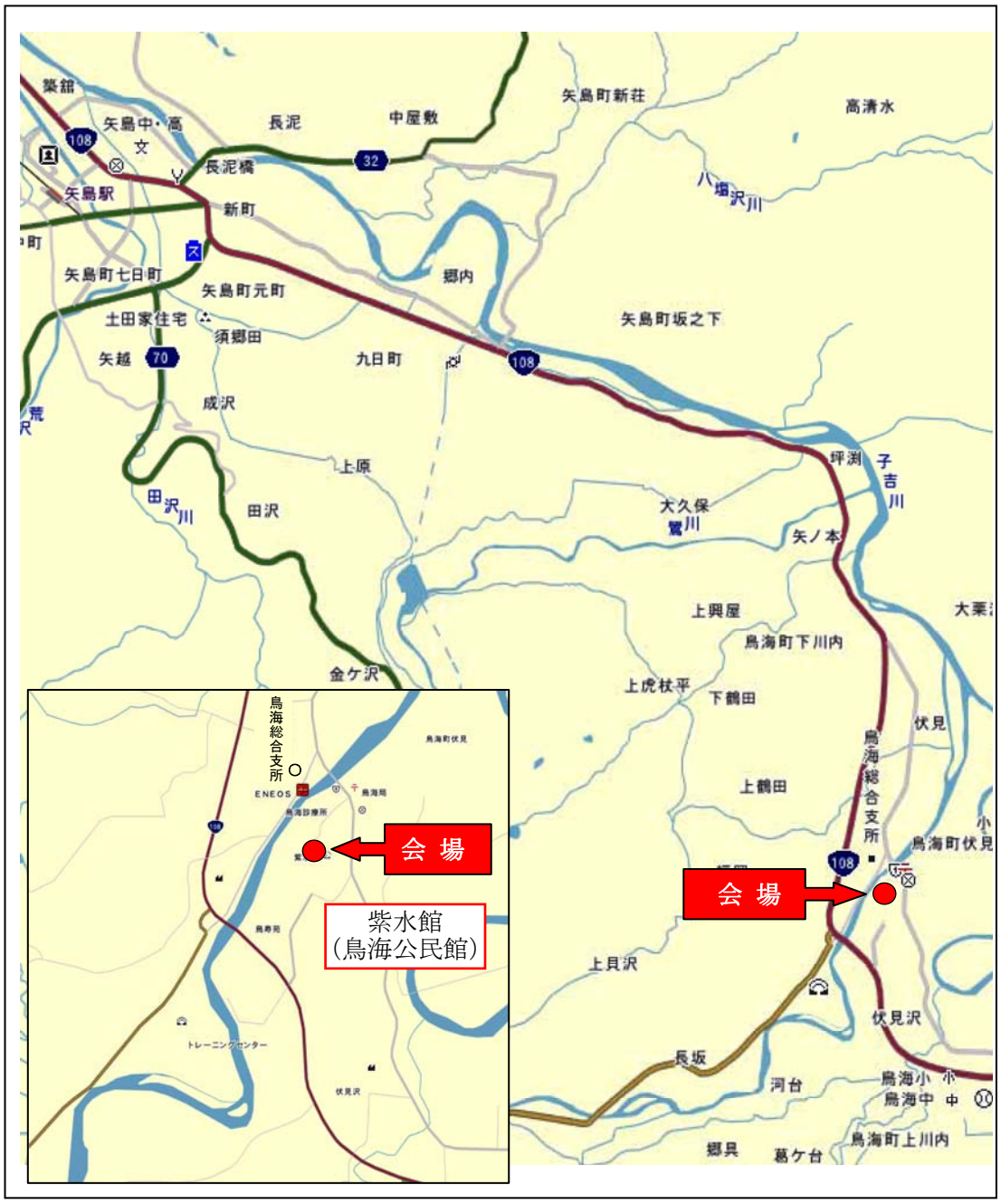
＜東北地方整備局　鳥海ダム調査事務所ホームページ＞

http://www.thr.mlit.go.jp/chokai/kentonoba/kentounoba.html

＜問い合わせ先＞
国土交通省東北地方整備局　河川部
水害予報センター長　松井　幸一
TEL　022－225－2171（内線3521）

別紙－１

紫水館（鳥海公民館）へのアクセス



【所在】　〒015-0501　秋田県由利本荘市鳥海町伏見字久保１９３

【電話】　0184-57-3020

【アクセス】

由利高原鉄道「矢島駅」下車（約８km）車約１５分

由利本荘市　鳥海総合支所より、徒歩約３分

日本海東北道本荘ＩＣから由利本荘市鳥海町へ（約 28 km）車約４０分

別紙－２

由利本荘市ボートプラザアクアパルへのアクセス



【所在】　〒015-0831　秋田県由利本荘市北裏地 54-1

【電話】　0184-22-5611

【アクセス】

ＪＲ羽越線「羽後本荘駅」下車（約２km）車約１０分、徒歩約２５分

日本海東北道本荘ＩＣから由利本荘市街へ（約５km）車約１５分

別紙－３

応　募　用　紙

（受付番号：　　）

受付番号はこちらで記入しますので記入しないで下さい。

国土交通省東北地方整備局
　鳥海ダム調査事務所　調査設計課　宛

「鳥海ダム建設事業の検証に係る検討」報告書（素案）について、
意見を述べたいので、次のとおり応募します。

（ふりがな）
氏名　　

住所　　秋田県　　　市 ・ 町 ・ 村

年代　（〇で囲んで下さい）　10 代・20 代・30 代・40 代・50 代・60 歳以上

性別　（〇で囲んで下さい）　　男性　・　女性

よろしければ連絡先をご記入願います。

電話番号

【意見の発表を希望する会場】（希望される会場を〇で囲んでください）

会場：①鳥海会場　　②本荘会場

別紙－４

「鳥海ダム建設事業の検証に係る検討」報告書（素案）に対する
ご意見の発表にあたっての留意事項

鳥海ダム建設事業の検証に係る検討報告書（素案）について、子吉川流域内市町に在住の方からご意見をお聴きするものです。

（発表にあたっての留意事項）

１）意見の発表は、お一人につき５分程度で行ってください。次の方の発表もありますので時間厳守でお願いします。
２）意見の発表時間は、全体で９０分程度としています。
３）意見を聴く場は、公開で行います。
４）意見の発表者は意見を聴く場において、ビラ、チラシ等の配布及び掲示等はできません。
５）意見の発表者は意見を聴く場での質問はできません。
６）関係住民の皆様からいただいたご意見については、個別にお答えすることはできませんので、その旨ご了承願います。
７）述べられた内容については、後日確認をすることがあります。
８）意見の発表において下記に該当する内容については無効といたします。
・個人や特定の企業、団体を誹謗中傷するような内容
・個人や特定の企業、団体の財産及びプライバシーを侵害する内容
・個人や特定の企業、団体の著作権を侵害する内容
・法律に反する意見、公序良俗に反する行為及び犯罪的な行為に結びつく内容
・営業活動等営利を目的とした内容
９）他の方の発言の支障とならないよう、開催中のご発言はご遠慮下さい。進行に支障があると判断される場合は、ご退室いただく場合があります。
１０）意見の発表は、事務局の記録として撮影及び録音を行います。
１１）述べられたご意見とともに属性（年齢・性別)、住所のうち市町村名を公表する場合があります。

◆「鳥海ダム建設事業の検証に係る検討」報告書(素案)の閲覧場所について

別紙－５

◆　※平成25年6月7日(金)から閲覧可能

地　域	機　関	閲　覧　場　所	住　所	備　考
秋田市内	国土交通省	東北地方整備局 秋田河川国道事務所	秋田県秋田市山王一丁目10－29	閲覧時間は8時30分～17時00分(土日、休日を除く)
由利本荘市内	国土交通省	東北地方整備局 秋田河川国道事務所 子吉川出張所	秋田県由利本荘市石脇字田尻29	閲覧時間は8時30分～17時00分(土日、休日を除く)
	国土交通省	東北地方整備局 鳥海ダム調査事務所	秋田県由利本荘市桜小路32－1	閲覧時間は8時30分～17時00分(土日、休日を除く)
	由利本荘市	由利本荘市企画調整部 総合政策課	秋田県由利本荘市尾崎17番地	閲覧時間は8時30分～17時00分(土日、休日を除く)
	由利本荘市	矢島総合支所 振興課	秋田県由利本荘市矢島町20番地	閲覧時間は8時30分～17時00分(土日、休日を除く)
	由利本荘市	岩城総合支所 振興課	秋田県由利本荘市岩城内道川字新鶴潟50番地	閲覧時間は8時30分～17時00分(土日、休日を除く)
	由利本荘市	由利総合支所 振興課	秋田県由利本荘市前郷字前郷82番地	閲覧時間は8時30分～17時00分(土日、休日を除く)
	由利本荘市	大内総合支所 振興課	秋田県由利本荘市岩谷町字日渡100	閲覧時間は8時30分～17時00分(土日、休日を除く)
	由利本荘市	東由利総合支所 振興課	秋田県由利本荘市東由利老方字橋脇112	閲覧時間は8時30分～17時00分(土日、休日を除く)
	由利本荘市	西目総合支所 振興課	秋田県由利本荘市西目町沼田字弁天前40番地61	閲覧時間は8時30分～17時00分(土日、休日を除く)
	由利本荘市	鳥海総合支所 振興課	秋田県由利本荘市鳥海町伏見字赤渋28－1	閲覧時間は8時30分～17時00分(土日、休日を除く)